

「緊急財政対策本部調査会中間意見」を踏まえた 神奈川県緊急財政対策の取組みの方向性（概要版）

県は、外部有識者の有識者からなる「調査会」を設置し、その助言・意見を受けつつ、緊急財政対策の取組みを進めており、第3回調査会において、「県有施設」「補助金・負担金」「教育のあり方」「人件費の抑制」についての「中間意見」が提出されたところである。そこで、具体的な「神奈川県緊急財政対策」策定に向け、調査会の「中間意見」で示された4つの課題について、県として取り組むべき緊急財政対策の方向性を取りまとめた。

I 取組み目標等

- ・平成25・26年度の財源不足額への対応を当面の取組み目標とし、平成25年度当初予算から反映する。
- ・「中長期的な展望の下に今後の政策課題に着実に対応できる行財政基盤の確立」という観点から、27年度以降も継続して取り組むべき対策についても明らかにする。

II 取組みの方向性

1 基本スタンス

- ① 聖域を設けずに、ゼロベースでの徹底的な見直しを行う。
- ② 県民サービスに影響を及ぼす取組みであることから、職員に相応の負担を求める。
- ③ 県民・企業・団体・市町村との危機感共有に努め、関係者の理解・協力を得ながら取り組む。

2 課題ごとの取組み

(1) 県有施設の見直し

施設ごとに「施設廃止」「市町村・民間への施設移譲」「指定管理者制度等民間活力の導入」「運営・収支改善を図り引き続き県直営」といった方向性を検討し、ロードマップを明らかにし、その実現を目指す。

(2) 県単独補助金・負担金の見直し

全ての補助金・負担金について、その必要性や内容の妥当性をゼロベースで検討し、「廃止」「削減」といった方向性とロードマップを明らかにし、その実現を目指す。

(ア) 団体補助金

- ・補助事業の役割や成果、団体の本来事業等の視点から、補助金ごとに、その必要性や内容の妥当性を総合的に判断する。
- ・運営費補助金、少額補助金（概ね1件100万円未満）、長期にわたり交付されている補助金については、重点的に検証し見直す。

(イ) 市町村補助金

- ・広域自治体としての県が果たすべき役割、県・市町村双方にとっての効率化等の視点から、補助金ごとに、その必要性や内容の妥当性を総合的に判断する。
- ・少額補助金、交付金化については、重点的に検証し見直す。

（社会保障関係補助金は、「社会保障と税の一体改革」の議論を見定めながら検討）

(3) 人件費の抑制

組織再編や施策事業の見直しなどにより、職員数の削減に取り組むとともに、職員にも相応の負担を求めるなど人件費総額の抑制に取り組む。

3 中長期的課題への対応

（教育のあり方）

緊急財政対策本部調査会とは別に「神奈川の教育を考える調査会」を設け、神奈川の教育のあり方について検討を進める。

<その他>

「公共建築工事の積算方式」及び「その他財源対策（地方財政制度）」については、第4回調査会において議論される「最終報告」を踏まえ、対策案に記載する。